

ちば

自転車の交通事故を 防止しまじょう!!

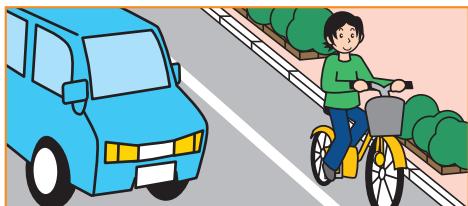
自転車は
車両です!

自転車安全利用五則

1 自転車は、 車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

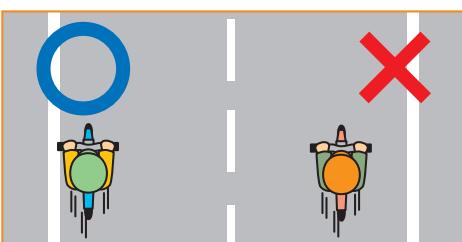
罰則 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



2 車道は、左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

罰則 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



3 歩道は歩行者優先で、 車道寄りを徐行

歩道を走行する場合は、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

罰則 2万円以下の罰金又は科料



4 安全ルールを守る

●飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止。

罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

※酔っ払って運転した場合



●二人乗りは禁止

6歳未満の子どもを乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

罰則 2万円以下の罰金又は科料



●並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

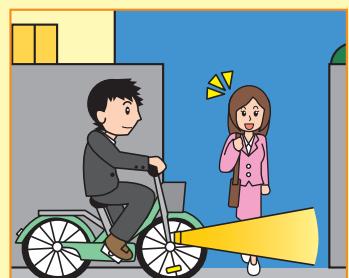
罰則 2万円以下の罰金又は科料



●夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつける。

罰則 5万円以下の罰金



●信号を守る

信号を必ず守る。信号機のある場合は、その信号に従う。

罰則 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



●交差点での一時停止と 安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。安全確認を忘れずに。

罰則

3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児(13歳未満)の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



●●● 毎月15日は「自転車安全の日」●●●



千葉県・千葉県警察・千葉県教育委員会・千葉県交通安全対策推進委員会

自転車運転者の遵守事項を守りましょう

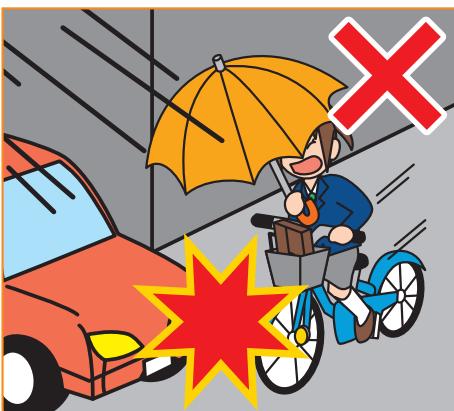


〈運転者の遵守事項に関する主なルール（千葉県道路交通法施行細則第9条）〉

罰 則

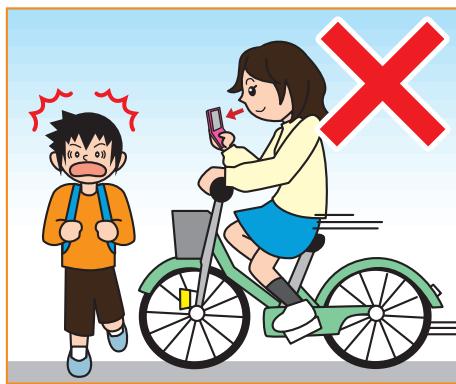
5万円以下の罰金

●傘差し運転等禁止



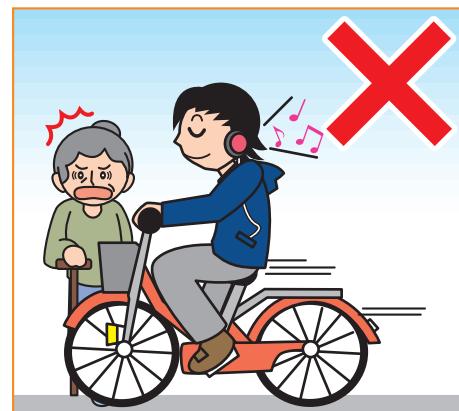
傘差し運転等、視野を妨げたり不安定になるような危険な運転を禁止します。

●携帯電話等使用禁止



自転車運転中に携帯電話等（携帯音楽機器含む）を手で保持して通話や操作、表示された画像を注視することを禁止します。

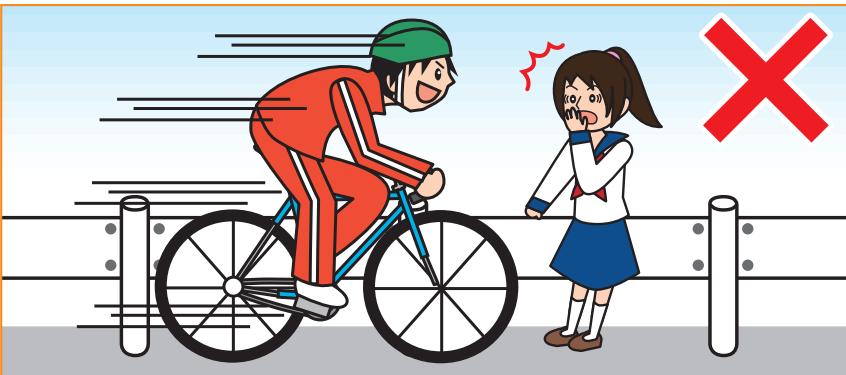
●ヘッドホン等使用禁止



周囲の音が聞こえないような音量で音楽等を聞きながら運転することを禁止します。

自転車の利用に関する注意

●ノーブレーキピストについて



両輪にブレーキが付いていない、若しくは、片輪しかブレーキが付いていない固定ギアのノーブレーキピストと呼ばれる競技用自転車で公道を走る人を見かけます。自転車で公道を走行するには、前後にブレーキがついていなければならず、ノーブレーキピストで公道を走行した場合、道路交通法違反（自転車の制動装置不良）となります。《5万円以下の罰金》
ノーブレーキピストでの公道の走行は、絶対にやめましょう。

●自転車で白杖破損増加！



視覚障害のある方が、目の代わりと言える白杖を走行中の自転車に折られるケースが発生しています。歩道では、歩行者優先のルールを守り、白杖を見たら、自転車の速度を緩めるなど、譲り合いの気持ちを持つようにしましょう！

きちんと整備された自転車に乗りましょう！

TSマークについて

「TSマーク」のついた自転車安全整備店の看板のあるお店で取り扱っています。自転車安全整備士が自転車を点検、整備（有料）して安全が確認されたときに貼られるマークです。このマークが貼られている自転車には傷害及び賠償責任保険が付加されます。

TSマークのお問い合わせ

財団法人 千葉県交通安全協会連合会 TEL. 043(271)8481

千葉県自転車軽自動車商協同組合 TEL. 043(266)3221

<http://www.chuokai-chiba.or.jp/cycle/> (TSマーク取扱店の掲載もあります。)

